

東海大学菅生高等学校 同窓会

『菅生川蟬会』 会則

(名称)

第1条 本会は東海大学菅生高等学校同窓会「菅生川蟬会」と称する。

(目的)

- 第2条 1. 本会は東海大学菅生高等学校の建学の精神に則り、会員相互の親睦を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。
2. 本会を個人の営利目的や私的な事業等の為に使用することを禁ずる。

(会員)

- 第3条 本会は第2条の目的に賛同する次に挙げる者を持って構成する。
1. 正会員 母校卒業生、及び母校の中途退学者で入会を希望し、学園と委員会で協議を行い、会長が承認し、所定の会費を納めた者。
2. 特別会員 母校教職員及び旧教職員。
3. 賛助会員 会長の推薦があった者で本会が認める者。

(事業)

- 第4条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 会報の配信。
2. 母校への支援。
3. 会員の諸般の活動に対する支援。
4. その他会長が必要と認めたもの。

(組織)

第5条 1項 本会に次の役員を置く。

- ①. 会長 1名
- ②. 副会長 2名
- ③. 会計 3名
- ④. 監事 2名

2項 本会に次の委員を置く。

- ①. 常任委員 15名以内
- ②. 代表委員 各卒業年度より3名以内
- ③. 事務局長 1名
- ④. 事務局員 3名

(任期等)

- 第6条
1. 役員は委員の互選とする。但し会計の1名は教職員とする。
 2. 役員、委員の任期は3年とする。但し再選を妨げない。
 3. 役員は任期満了後であっても、後任者が就任するまではその職務を行う。また、再選を妨げない。
 4. 役員に欠員を生じた場合には、委員より代理をあてる。
 5. 代理による役員の任期は前任者の残任期間とする。
 6. 常任委員は代表委員の互選により15名以内を選出し、内2名は教職員より選出する。
 7. 代表委員は各年度の正会員から選出する。但し各年度からの選出がない場合は他の年度から選出できるものとする。
 8. 事務局長は教職員より会長が委嘱する。
 9. 事務局員は事務局長が委嘱する。但し1名は教職員を含む。

(名誉会長・名誉顧問・顧問)

- 第7条
1. 本会に名誉会長・名誉顧問を置くことができる。名誉会長・名誉顧問は役員会の総意を持って学園理事長・学校長とする。
 2. 顧問は会長と学園が協議し教職員から選任する。また、任期は第6条2.と同様とする。

(職務)

- 第8条
1. 会長は会を代表し、会務を統括する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
 3. 会計は本会の経理を司る。
 4. 監事は会計を監査する。
 5. 常任委員及び代表委員は委員会における決定事項の連絡等、会員への通知や諸般の業務を行う。
 6. 事務局長は本会の日常業務を執行する。
 7. 事務局員は事務局長を補佐し、会務を処理する。
 8. 名誉会長・名誉顧問は会務に関する諮問に応じ、会務全般の執行に対しての承認業務を果たす。
 9. 顧問は会務に関する諮問に応じる。

(委員総会)

- 第9条
1. 本会は委員制とし、委員総会を年1回会長が召集し開催する。
 2. 委員総会における決議は出席者の過半数を持って決する。
 3. 委員総会における議長は会長が決める。
 4. 会長が必要と認めたととき、又は、委員の過半数以上の要求があったときは、臨時委員総会を開催する。

(議 事)

第10条 委員総会は次の各号に掲げる事項を決議する。

1. 事業計画及び収支予算案に関する事項。
2. 事業報告及び収支決算に関する事項。
3. 会費の徴収に関する事項。
4. 役員改選に関する事項。
5. 会則の改廃に関する事項。
6. その他この会の運営の基本に関する事項。

(会 費)

- 第11条
1. 正会員は本会の運営に要する経費として会費を負担する。
 2. 本会の経費は入会金、寄付金、継続会費をもってこれにあて、次の通りとする。
 - (1) 卒業時納入会費 5,000 円
 - (2) 継続会費 10年毎 5,000 円
 3. 尚、必要に応じ委員会の決定によって、会員より必要額を徴収することができる。

(会 計)

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(付 議)

第13条 この会則に定めるほか、会の運営に必要な事項は役員会で定める。

附 則

1. この会則は平成30年6月16日から施行する。